

公 告

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により定例監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果を公表する。

令和8年1月23日

福岡県南広域水道企業団

監査委員 高橋直也

監査委員 田原誓成

令和7年度定期監査結果報告

1 監査の対象部課

総務部 総務課、企画財政課
施設部 施設建設課、浄水管理課

2 監査の対象及び範囲

令和6年10月1日から令和7年9月30日までにおける財務に関する事務執行及び経営に係る事業の管理及び業務の運営

3 監査の着眼点

監査の対象となった財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営が合理的に行われているかに着目し、監査をした。

4 監査の実施期間

令和7年11月10日から令和7年12月2日まで

5 監査の方法

監査の実施に当たっては、令和6年度及び令和7年度の例月出納検査や令和6年度決算審査との有機的な連携を図りながら、主に監査対象期間における財務等に関する事務の執行状況が関係法規及び予算に基づき適正に管理・執行されているかどうかについて試査するとともに、関係職員からの説明を聴取した。

6 監査の実施内容

定期監査は、福岡県南広域水道企業団監査基準に準拠し、次により実施した。

- (1) 令和6年度定期監査による指摘事項に対する措置状況について、該当する課へ書類の提出を求め、監査書記による確認を行った。
- (2) 財務事務抽出監査として、交際費、食糧費の執行内容、汚泥（産業廃棄物）の収集運搬・処分業務の発注方法、工事請負契約、業務委託契約及び物品調達契約について、該当する課へ資料の提出を求め、その提出された資料に基づき、書類の試査等の監査を行った。
- (3) 事務事業抽出監査として、地球温暖化対策実行計画の達成状況について、該当する課への資料提出を求め、その提出された資料に基づき、監査を行った。

7 監査結果

監査の結果、概ね良好に執行されていると認められたが、その一部において改善注意を要する事項が見受けられたので、該当課には改善を求める。また、軽微なミスも多々見受けられたため、今後チェック体制の強化を図るなど再発防止に努められたい。

- (1) 令和6年度定期監査による指摘事項に対する措置状況について

令和6年度の定期監査結果における指摘事項及び注意事項について、その後の措置状況を次のように確認した。情報セキュリティポリシーについては、現在作業中とのことであるため、早急に対応し、措置が完了した際は報告を求める。

項目	内容	所管課	措置内容
指摘事項①	【起工内容変更を行う記録がない】 ・管理本館付帯設備ZEB化改修電気設備工事において、当初の起工で条件付き一般競争入札により発注したにも関わらず応札者がなかった。このため、起工内容を太陽光発電設備関係と照明等設備関係に分けて新たに発注しているが、その経緯を記録したものがない。事績として整理しておくべきである。	施設建設課	指摘事項に基づき、事績の整理を行った。
指摘事項②	【財産の管理に関する規定がない】 ・企業団発注工事に伴う現場事務所等の企業団土地の使用許可について、使用許可願いに基づき使用許可を行っているが、その根拠となる規定が定められていない。早急に定めるべきである。	企画財政課	令和7年7月1日に「福岡県南広域水道企業団行政財産の目的外使用に関する規程」を施行し、土地使用許可に関する根拠、手続、様式等を定めた。

注意事項①	<p>【福岡県南広域水道企業団情報セキュリティポリシーについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年4月に策定して以降、内容の改定が行われていないため、最新のものに改定し、運用していく必要がある。 ・また、その方針の中で「職員等に対する研修の実施」を規定しているが、近年、実施していないため実施すること。 	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポリシーは、国が示したガイドライン等を参考に改定作業中である。 ・研修は、地方公共団体情報システム機構の研修受講や久留米市情報政策課からの講師派遣等、久留米市と協議しながら進めている。
注意事項②	<p>【福岡県南地域水道災害等相互応援に関するマニュアルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初策定されたときから、企業団の組織運営も変化しているため、実態に応じてマニュアルを見直す必要がある。 	企画財政課	<p>令和7年4月に現在の組織体制に合わせて「福岡県南地域水道災害等相互応援に関する実施マニュアル」を改訂した。</p>

(2) 財務抽出監査

<1>交際費

内容及び事務の執行は、適正であると認められる。

<2>食糧費

内容及び事務の執行は、適正であると認められる。

<3>汚泥（産業廃棄物）の収集運搬・処分業務の発注方法について

対象案件：①令和7年度浄水ケーキ収集運搬業務委託

②令和7年度浄水ケーキ処分業務委託

①と②のそれぞれに契約を行っているが、見積書は収集運搬業者が処分業者の分も含めた内容で提出した1枚のみであった。運搬業務と処分業務が密接に関連していることは理解するが、理由や経緯を示すものが事績として残っていないことは、手続きとしては適切であったとは言えないため、改善を求めたところ、収集運搬及び処分業務委託を一件の契約案件として一般競争入札で発注し、運搬業者と処分業者とで共同企業体を構成して入札できる方法をとるという措置が講じられた。

産業廃棄物の排出に係る契約については、収集運搬業務及び処分業務のそれぞれに委託契約を締結する2者契約が原則であると理解している。収集運搬業務と処分業務を一件の契約案件として共同企業体と契約締結を行うことの適法性や妥当性を再度確認するよう求める。

<4>工事請負契約における注意・指摘事項

監査対象期間における工事請負契約のうち、次の①～⑥の工事を抽出して監査を行った。工事の概要、注意事項及び指摘事項は、次のとおりである。

- ① (R6 工事) 南系第一送水管空気弁修繕工事【条件付き一般競争入札】
- ② (R6 工事) 1, 2 系着水井及び沈殿池耐震補強工事(その2)【条件付き一般競争入札】
- ③ (R6 工事) 1 B 沈殿池機械設備修繕工事【随意契約】
- ④ (R7 工事) 監視カメラ設備更新工事【条件付き一般競争入札】
- ⑤ (R7 工事) 残留塩素計等更新工事【条件付き一般競争入札】
- ⑥ (R7 工事) 4 A 沈殿池機械設備修繕工事【随意契約】

<注意事項> () 内は対象工事の番号を示す。

- ❶起工伺における前払金及び部分払の区分の誤り、記載漏れ (①、③、⑥)
- ❷安全・訓練等活動報告書の日付の誤り (①)
- ❸交通誘導員数の報告書(1日分)の提出漏れ (①)

<指摘事項> () 内は対象工事の番号を示す。

- ❶工期変更協議伺の様式の不適当 (①)
工期変更協議伺の様式については、内部の意思決定の伺いであるにもかかわらず、受注者に宛てた文書のような形式になっているため、様式の改正が必要と思われる。
- ❷工期変更協議書に日付の記載がない (①)
契約相手方に発出する公文書であるため、日付の記載は必須である。
- ❸契約書において年度ごとの支払金額を定める年割特則の作成漏れ (①、②)
年度ごとの支払額を変更した際に、年割特則の作成がなされていなかった。負担行為の根拠ともなるものであるため、適正な時期に作成を行う必要がある。
- ❹建設業退職金共済制度共済証紙購入状況報告書の確認漏れ及び変更契約における増額分の報告書の確認漏れ (①、②、③、④、⑤)
建設業退職金共済制度共済証紙購入状況報告書について、業者からの提出の確認漏れが多々見られた。④の工事については、中退共加入の確認書類がなかった。また、変更契約における増額分の報告書については、業者からの提出が全くなかったが、建退共制度の趣旨、公共団体としての役割を鑑みると、変更増額分についても確認は行うべきである。
- ❺契約手続きにおける立会人選定通知の決裁の不備 (①、②、④、⑤)
契約執行伺書の項目に、立会人選定通知の記載がなく、契約執行伺書において決裁を受けているとは言い難い状態である。また、立会人選定の根拠も不明である。

- ⑥施工体制台帳の下請業者の記載内容（住所等）と下請契約書（注文書、注文請書）の記載内容（住所等）との不一致（③）

施工体制台帳の記載欄は、下請業者の本店の情報を記載し、下請契約書は、支店の情報を記載しているため、不一致が生じているが、一致させるべきである。

- ⑦専任を要する主任技術者（現場代理人）の兼務申請書について、承認の可否が不明（⑤）

申請に対する承認の可否が不明であり、承認する場合の通知もない。

<5>業務委託契約における注意・指摘事項

監査対象期間における業務委託契約のうち、次の⑦～⑪の業務委託を抽出して監査を行った。業務委託の概要、注意事項及び指摘事項は、次のとおりである。

⑦ (R6 業務委託) No.1, 2 沈砂池及び No.1 高田調整池耐震補強実施設計業務委託【条件付き一般競争入札】

⑧ (R7 業務委託) 薬注設備点検業務委託【随意契約】

⑨ (R6 業務委託) 浄水場の維持管理に係る調査業務委託【条件付き一般競争入札】

⑩ (R6 業務委託) 令和7年度水質自動計器等年間保守点検業務委託【随意契約】

⑪ (R7 業務委託) 荒木浄水場運転管理等業務委託支援業務委託【条件付き一般競争入札】

<注意事項> () 内は対象の業務委託の番号を示す。

- ①施工計画書中の履行期間及び現場代理人の記載誤り（⑧）

- ②代表者変更に係る起案文書の決裁日の記載漏れ（⑩）

<指摘事項> () 内は対象の業務委託の番号を示す。

- ①契約手続きにおける立会人選定通知の決裁の不備（⑦、⑨）

契約執行伺書の項目に、立会人選定通知の記載がなく、契約執行伺書において決裁を受けているとは言い難い状態である。また、立会人選定の根拠も不明である。

- ②入札に係る質問書に対する回答書類がない（⑨）

質問書に対する回答書類については、別の場所に保存しているとのことだが、一連の書類として、契約に係る書類一式の中に保存しておくべきと思われる。

<6>物品調達契約における注意・指摘事項

監査対象期間における物品調達契約のうち、次の⑫～⑬の契約を抽出して監査を行った。注意事項及び指摘事項は、次のとおりである。

⑫ (R7 物品) 令和7年度水道用粉末活性炭単価契約【指名競争入札】

⑬（R7 物品）令和7年度水道用ポリ塩化アルミニウム単価契約【指名競争入札】

<注意事項> () 内は対象の業務委託の番号を示す。

①入札結果調書の金額の単位誤り (⑫、⑬)

<指摘事項> () 内は対象の業務委託の番号を示す。

①単価契約書内の数量の記載不備 (⑫、⑬)

単価契約書内の数量については、あくまで予定数量であるため、項目名の「数量」は、「予定数量」とすべきである。

(3) 事務事業抽出監査

<1>第4次地球温暖化対策実行計画

計画期間：令和2年度～令和6年度（5年間）

項目	目標	令和6年度	達成率
基本目標			
CO ₂ 排出原単位	0.181kg/m ³ 以下	0.162kg/m ³	110.5%
管理目標			
管理本館電気使用量	521,500kwh 以下	359,153kwh	131.1%
公用車の燃費	13.7km/ℓ 以上	13.7km/ℓ	100.0%
用水供給に係る電気消費原単位	0.410kwh/m ³ 以下	0.386kwh/m ³	105.9%

※CO₂排出原単位…1m³の水道水を作るために排出されたCO₂量

※用水供給に係る電気消費原単位…1m³の水道水を作るために消費した電力量

<監査結果>

計画の終了年度である令和6年度末において、いずれも目標が達成できている。第4次実行計画の主な施策としては、管理本館のZEB化があり、これにより電気消費量の削減につながっている。

<2>第5次地球温暖化対策実行計画

計画期間：令和7年度～令和12年度（6年間）

目標：令和12年度までに、CO₂排出量を平成25年度比で46%削減

<監査結果>

令和7年度から計画期間が始まっており、現在実行中である。この計画は、国が掲げている目標に沿ってCO₂排出量の削減目標を掲げており、適切な目標設定である。